

物価高騰を乗り越える物流効率化対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、物価高騰を乗り越える物流効率化対策事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「県内中小企業者」とは、鳥取県内に主たる事業所を有する中小企業者（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号、以下「強化法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）に該当する会社をいう。

2 この要綱において「運送事業者」とは、貨物自動車運送事業者をいう。

3 この要綱において「荷主企業」とは、別表の第2欄に掲げる者（以下「補助対象者」という。）のうち運送事業者を除く企業で、運送事業者と取引のある企業をいう。

(交付目的)

第3条 本補助金は、運送業における基本的な経費（燃油、タイヤ、尿素水及び車両本体等）の上昇や、他業種に比べて、物価上昇分を運賃に価格転嫁しにくい物流業界の現況に鑑み、物流の効率化によるコスト低減及び荷主企業と運送事業者が協同した物流改善の取組を支援することにより、物価高騰を克服し持続可能な物流構築を図っていくことを目的として交付する。

(補助金の交付)

第4条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（千円未満の額は切り捨てる。）以下とし、上限は同表の第5欄に掲げる額とする。

3 本補助金とは別に同種の事業計画で補助金等を受けている又は受ける予定となっている事業については、補助対象としないものとする。

4 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、商工労働部長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

3 交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、第4条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第4条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める場合は、別表の第6欄に定めるもの以外の変更とする。

2 前条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第8条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日のうち、いずれか早い日までに行わなければならない。

（1）補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

（2）令和6年2月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第3号及び様式第4号によるものとする。

（財産の処分制限）

第9条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるものとする。

3 第6条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

（収益納付）

第10条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があったことを知った日から20日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、知事がその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

（結果の公表等）

第11条 商工労働部長は、必要に応じて補助事業の結果について公表することができる。

（雑則）

第12条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年12月28日から施行する。

別表

1 補助事業	2 補助対象者	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助限度額	6 重要な変更
荷主企業や運送事業者が「ホワイト物流宣言」(トラック輸送の生産性を向上や物流の効率化に向けた国土交通省主体の運動)を行い、物流効率化や荷主と運送事業者との運送契約の見直し等に資する取組	県内中小企業者に該当する運送事業者または荷主企業(運送事業者は県内に本社を有する企業に限る。荷主企業は県内に本社、工場、店舗等の主要施設を有する企業に限る。)	輸送費、荷役費、通関等その他輸送に必要な経費、使用賃借料、コンサルタント料、通訳翻訳料、謝金、旅費、事業計画実施のためのシステム導入・開発経費、機械器具費、備品及び消耗品購入費、委託費(県内事業者が実施したものに限り。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りではない。)、施設改修費、その他補助事業として新たな取組の実施に直接必要となる経費であって、商工労働部長が必要と認めるもの(既存実施事業からの経費振替は対象外)等 ※補助対象経費には消費税及び地方消費税に相当する額は除く。	1/2	5,000千円/件	(1)補助目的の達成に支障を来す、又は、事業の能率の低下をもたらす事業計画の変更 (2)本補助金の増額を伴う変更
	県内中小企業者に該当する運送事業者及び荷主企業の両方で構成されるグループ(運送事業者は県内に本社を有する企業に限る。荷主企業は県内に本社、工場、店舗等の主要施設を有する企業に限る。)		1/2	10,000千円/件	
荷主企業や運送事業者が「ホワイト物流宣言」(トラック輸送の生産性を向上や物流の効率化に向けた国土交通省主体の運動)を行い、物流効率化や荷主と運送事業者との運送契約の見直し等に資する取組 ※宣言項目にB②「運賃と料金の別建て契約」、B③「燃料サーチャージの導入」のいずれかを含み、実際にそれらに取り組む場合。			2/3		

様式第1号（第5条関係）

物価高騰を乗り越える物流効率化対策事業補助金 事業実施概要書

1 実施主体の概要

企業名		
代表者職・氏名		
住所	〒	
電話番号・ファクシミリ		
担当者職・氏名		
メールアドレス（担当者）		
業種		
資本金・出資金（千円）		
従業員数（代表者を除く）	人	
誓約事項 ※誓約する場合は、各項目の成約欄に○を記載すること。	申請にあたり、以下の事項について相違ないことを誓約します。	
	誓約	項目
		暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

2 「ホワイト物流」推進運動の宣言項目

分類番号	取組項目
(例) B③	(例) 燃料サーチャージの導入

3 荷主と運送事業者の両方で構成されるグループ（該当 ・ 該当しない）

※該当する場合、実施主体が運送事業者（荷主企業）の場合、荷主（運送事業者）を1社以上含むこと。

4 両方で構成されるグループの相手方

企業名		
代表者職・氏名		
住所	〒	
電話番号・ファクシミリ		
担当者職・氏名		
メールアドレス（担当者）		
業種		
資本金・出資金（千円）		
従業員数（代表者を除く）	人	
誓約事項 ※誓約する場合は、各項目	申請にあたり、以下の事項について相違ないことを誓約します。	
	誓約	項目

目の成約欄に○を記載すること。	暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
	暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

※両方で構成されるグループの相手が複数である場合は、欄を追加するか別紙に記載すること。

5 事業計画の概要

計画の名称	
概要	

(添付書類)

- ・事業計画書（「5 事業計画の概要」に収まらない場合。様式自由。）
- ・補助事業収支予算書（別紙）
- ・定款又は事業者の概要が分かるパンフレット等
- ・直近の決算書

(別紙1)

補助事業収支予算書

1.収入の部

(単位：円)

科目	金額 (補助対象経費の額)	資金の調達先
自己資金		
借入金		
補助金		
その他		
補助対象経費計		

2.支出の部

(単位：円)

経費内容	発注先 /所在地	補助事業 に要する 経費 (消費税を含 む)	補助対象 経費 (消費税を除 く)	負担区分	
				補助金負 担	自己負担
小計					

※千円未満切捨

- (注)
- 1 必要に応じて、見積書等を添付すること。
 - 2 補助対象経費について、県外事業者への発注を予定している場合は、別紙2「県外発注理由書」に必要事項を記載の上、収支予算書とあわせて提出すること。
 - 3 委託費及び工事費のうち、補助対象経費とできるものは、やむを得ない事情があるものとして事前に県が認めた場合を除き、県内事業者が実施したものに限る。
 - 4 必要に応じて行を増やして使用すること。(1ページに収まらなくても構わない)

(別紙2)

県外発注理由書

事業区分	経費の内容	発注先事業者名	発注先所在地	当該経費に係る 県内事業者の状況	県内発注できない理由、 県外発注で無ければならない理由

年 月 日

様

鳥取県知事

（印）

物価高騰を乗り越える物流効率化対策事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった物価高騰を乗り越える物流効率化対策事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の対象事業は、「 事業」とし、その内容は、申請書に記載のとおりとする。

2 補助交付額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

（1）算定基準額 金 円

（2）交付決定額 金 円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載されているとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、物価高騰を乗り越える物流効率化対策事業補助金交付要綱（令和4年12月28日付第202200234621号商工労働部長通知。以下「要綱」という。）第4条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

1 申請者の概要

名称、代表者職・氏名	
住所	
企業等の概要	【業種】 【資本金】 【従業員数】
担当者	【所属・役職・氏名】 【電話番号】 【メール】
【グループの相手方】 名称、代表者職・氏名	
【グループの相手方】 住所	
【グループの相手方】 企業等の概要	【業種】 【資本金】 【従業員数】
【グループの相手方】 担当者	【所属・役職・氏名】 【電話番号】 【メール】

2 実施内容

(1) 計画の名称	
(2) 事業期間	開始 年 月 日 ~ 終了 年 月 日
(3) 実施結果	※補助事業実施計画書に記載した実施項目に沿って、取組み内容を具体的に記載(当初計画からの変更内容・経緯等についても記載)
(3) 事業実施による効果の見込み	

※添付書類： 事業の実施状況が分かるもの（成果物、購入物品、導入設備の写真等）、ホワイト物流宣言の事務局に提出した「自主行動宣言」

補助事業収支決算書

1. 収入の部

(単位:円)

科目	補助対象経費の金額	資金の調達先
自己資金		
借入金		
補助金		
その他		
補助対象経費計		

2. 支出の部

(単位:円)

経費内容	発注先 /所在地	補助事業に要 する経費 (消費税を含む)	補助対象 経費 (消費税を除く)	負担区分	
				補助金負担	自己負担
小計		()	()	()	()

※千円未満切捨

- (注)
- 1 委託費及び工事費のうち、補助対象経費とできるものは、やむを得ない事情があるものとして事前に県が認めた場合を除き、県内事業者が実施したものに限り。
 - 2 括弧内には交付決定時の金額を記載すること。
 - 3 必要に応じて行を増やして使用すること。(1ページに収まらなくても構わない)